

江東区たばこに関する基本方針（案）について

１ たばこに関する基本方針（案）の策定

歩きたばこや吸い殻のポイ捨て、受動喫煙の問題に対して、たばこを吸わない人の目線で解決に取り組むべく、区の基本方針の策定を進める。

２ ５つの基本的な対策

(1) 受動喫煙をなくす取り組み（健康に関する啓発・支援事業）

(2) 禁煙重点地区の拡大

区民目線でわかりやすいエリアや時間帯の拡大を検討する。

(2)-2 喫煙場所の設置

たばこを吸わない人を受動喫煙から守るため、必要に応じて検討する。

(3) こどもが利用する屋外施設の禁煙化

速やかに条例改正を行い、区立公園を全面禁煙化する。

(4) まちの美化に配慮した喫煙マナー向上の啓発

(5) 区民の意見・要望に対する丁寧な個別対応の取り組み

関係各課が連携・協力して対応する。

３ 区民アンケートの実施

基本方針（案）について１，０００名の区民にアンケート調査を実施し、調査結果（評価及び意見）を基本方針に反映する。

４ 基本方針（案）策定の経過

２月１２日～３月１２日 区民アンケート実施

３月２４日 検討委員会開催（基本方針決定）

６月１５日 第２回定例会・本委員会で基本方針の最終報告

５ 江東区たばこに関する基本方針（案）

次のとおり

江東区たばこに関する基本方針（案）

1 策定の経緯

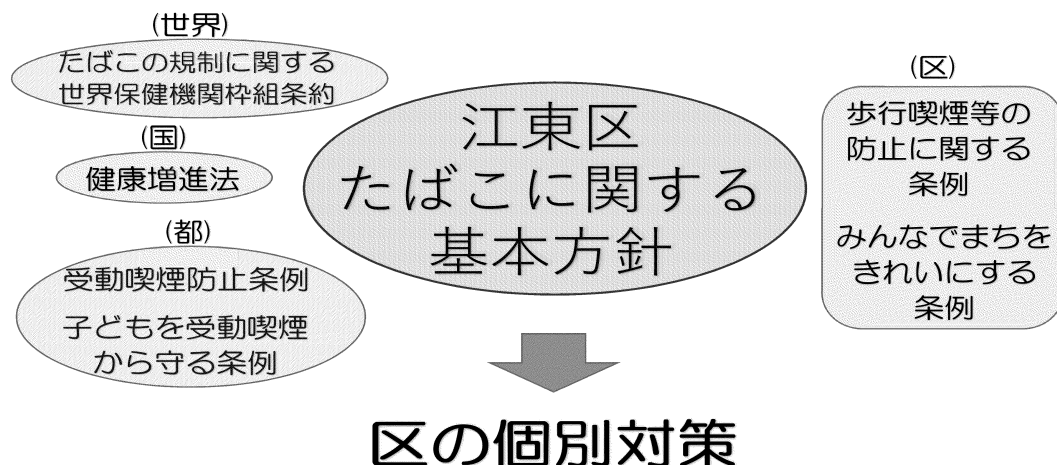
たばこの使用及びたばこの煙にさらされることが、健康・社会・環境や経済に及ぼす影響から将来の世代を保護することを目的とした「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」^{わくぐみ}は、182か国が締結し、我が国も平成16年に署名し、平成17年2月より効力が発生しています。

令和2年4月1日に改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が施行され、望まない受動喫煙をなくす社会的合意が醸成されつつあります。しかし、他人に迷惑をかけない範囲で、個人の嗜好品として喫煙の自由は許容されています。

本区においては、歩きたばこや吸い殻のポイ捨てによる条例違反に加え、違反にならない路上喫煙であっても、受動喫煙による健康影響を心配する声や、子どもを保護すべきとする意見が寄せられています。区は、こうした意見や要望に対して、これまで環境美化の観点から、歩行喫煙の禁止等のパトロールによる注意指導や区民の皆様の意識啓発に重点を置いた様々な活動に取り組んできました。また、喫煙による健康影響の観点から、啓発物の配布や講演会の実施などの活動を続けています。

しかし、たばこを取り巻く課題は解決には至っておりません。

江東区たばこに関する基本方針は、こうした現状を見据え、区のたばこに関する考え方をまとめるものとして策定しました。



2 たばこに関する考え方 ～徹底した分煙社会の実現を目指して～

たばこ^{わくぐみ}枠組条約は「脱たばこ社会」を目指していますが、その道筋は容易ではありません。一方で、ルールやマナーを守って喫煙することは、個人の自由であり侵害すべきではありません。

区は、こうした中で大切に考えることは、今、生活する区民の皆様が快適に暮らすために、喫煙者は歩きたばこを止め、ポイ捨てをしないことです。また、受動喫煙にならない配慮をするには、他人に迷惑をかけない喫煙場所を自分の責任で選んでいく、という社会にしていこうと考えます。

人に迷惑をかけないという当たり前のことをしっかり守ることです。それが、今必要な「分煙」社会であると考えます。

区は、たばこを吸う人も吸わない人も気持ちよく暮らせるよう分煙社会の徹底を目指します。たばこを吸わない人の目線で、喫煙問題の解決に取り組んでまいります。

3 基本的な対策

分煙社会の徹底を目指すには、喫煙者に対する健康増進の施策や、屋外の公共施設における受動喫煙対策、まちをきれいにする環境美化の取り組みなど、たばこに関する施策を同時かつ並行して進める必要があります。

基本的な対策として5つの取り組みを掲げ、区が行う各施策に反映していきます。

- (1) 健康への悪影響を未然に防止するため、受動喫煙をなくす取り組みを進めます。
- (2) 受動喫煙対策として、禁煙重点地区の拡大と必要に応じた喫煙場所の設置を検討します。
- (3) こどもが利用する区の屋外施設について禁煙化を進めます。
- (4) まちの美化に配慮した喫煙マナー向上の啓発に努めます。
- (5) たばこに関するご意見や要望について、関係者への働きかけを行うなど丁寧な対応を行います。

4 具体的な取り組み

(1) 受動喫煙をなくす取り組み（健康に関する啓発・支援事業）

ア 受動喫煙防止対策の普及啓発事業

世界禁煙週間、区内イベント・区事業の実施時等に、たばこによる健康への影響等の資料展示、配布を行い、広く啓発を行います。

イ 禁煙、卒煙の支援

ニコチン依存症治療に保険が適用される区内医療機関をまとめたリーフレットを作成し、配布するとともに、禁煙外来治療費・薬剤費の本人負担を一部助成することで、禁煙に取り組もうとする区民の増加と喫煙率の低減を目指します。

ウ 受動喫煙防止対策の事業者支援事業

健康増進法や東京都受動喫煙防止条例についての電話相談窓口を設置し普及啓発を行います。特に、受動喫煙が多いとされてきた飲食店における普及啓発については、巡回指導を行うなど効果的に実施します。

また、事業者の希望により労働衛生コンサルタント等の専門家が喫煙室の設置等について訪問、助言するアドバイザー派遣制度を実施します。

※ その他の受動喫煙対策については、施設ごとに取り組んでまいります。

(2) 禁煙重点地区の拡大と喫煙場所の設置

ア 禁煙重点地区の拡大

現在の禁煙重点地区は、混雑時の駅出入口周辺等に限定しています。一方で、駅を基点とする幹線道路沿いの歩道は、立ち止まっただけの路上喫煙が可能であっても、受動喫煙の意識の高まりから、現実には喫煙が困難になっています。

まちをきれいに維持すること、たばこを吸わない人を受動喫煙から守ること、そして、喫煙者が受動喫煙の可能性が高い場所であることを理解できるよう、人通りの多い駅周辺の公道まで広げるなど、禁煙重点地区のエリアや時間帯の拡大を検討します。

イ 喫煙場所の設置

喫煙行為は、他人に迷惑をかけないように配慮し、喫煙する場所は自己責任で探すことは、たばこを吸うマナーです。しかし、現実には、心ないマナー違反、ルール違反はなくなっていない。

たばこを吸わない人を受動喫煙から守るため、区は様々な取り組みを行い、さらに必要な場合に限り喫煙場所の設置を検討します。

次の2つの基準を設けます。

① 地元から設置の要望がある場合

- ・ 受動喫煙や歩きたばこ・ポイ捨てなど喫煙の違反行為が多い場所であり、喫煙場所を設置することにより、違反行為等の減少が顕著に見込まれること。
- ・ 設置場所の候補が具体的であること。

② 区が設置を必要と判断する場合

- ・ 受動喫煙や喫煙の違反行為が多い場所であり、喫煙場所の設置により、違反行為等の減少が顕著であることが見込まれること。
- ・ 期間限定の仮設喫煙場所を設置し、検証後に地元の受入れが整ったときに、恒常的な設置を検討すること。

(3) 区立公園の禁煙化

区立公園の禁止化に向け、手続きを進めます。

全面禁煙化後の公園内や公園出入口など周辺の喫煙の違反行為等については、パトロールを強化して注意喚起を促します。

(4) まちの美化に配慮した喫煙マナー向上の啓発

ア 「自分たちのまちは自分たちできれいにする」という区民の皆様の、魅力あるまちを創る意識を行動に移すことが、歩きたばこやポイ捨てを行う人たちの意識を変える最も根本的・効果的な取り組みになります。

美化啓発キャンペーン、アダプトプログラムの支援、小中学生によるポスターコンクール入選作品の展示などの意識啓発活動を区民の皆様とともに実施します。

イ 喫煙者が守るべきマナーの向上に向け、路面標示シートの設置、パトロール指導員による駅前巡回等の意識啓発活動を実施します。

(5) 丁寧な個別対応の取り組み

受動喫煙や歩きたばこ、ポイ捨てなどの被害に関する区民の皆様からのご意見やご要望は、特定の場所に集中する傾向があります。こうした場所での違反等をなくす取り組みとして、可能な限り現地調査を行い、関係者へ働きかけ、改善を求めるなど丁寧な対応に努めます。

5 区民アンケート調査結果について

江東区たばこに関する基本方針（案）について、区民の皆様のご意見を幅広く把握するため、アンケート調査を行いました。

(1) 調査概要

調査対象者	江東区住民基本台帳から満18歳以上の男女を無作為抽出
調査方法	郵送配布、郵送回収又はメール回答
調査期間	令和3年2月12日（金）から3月12日（金）
配布数	1,000枚
調査内容	方針案の項目ごとに評価と意見を伺う。

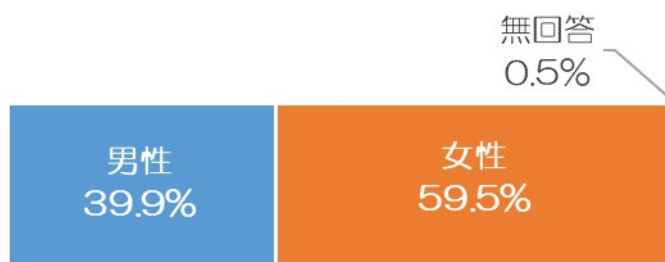
(2) 調査結果

回答数 373枚／1,000枚 （回答率37.3%）

●属性

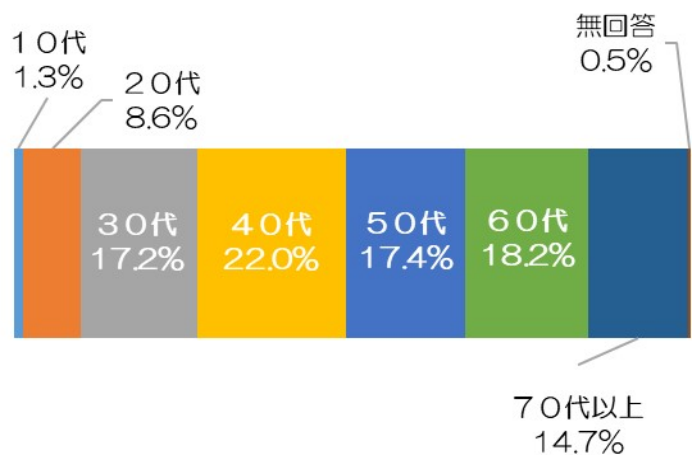
■問1 性別

性別	件数	割合(%)
男性	149	39.9
女性	222	59.5
無回答	2	0.5
計	373	



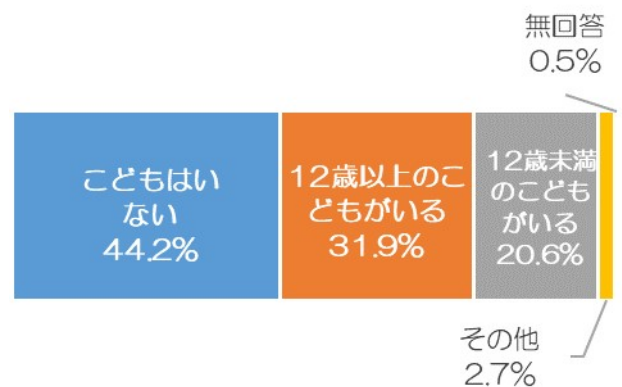
■問2 年齢

年齢	件数	割合(%)
10代	5	1.3
20代	32	8.6
30代	64	17.2
40代	82	22.0
50代	65	17.4
60代	68	18.2
70代以上	55	14.7
無回答	2	0.5
計	373	



■問3 こどもの有無

こどもの有無	件数	割合(%)
こどもはいない	165	44.2
12歳以上のこどもがいる	119	31.9
12歳未満のこどもがいる	77	20.6
その他	10	2.7
無回答	2	0.5
計	373	



■問4 普段、喫煙されていますか。

喫煙状況	件数	割合(%)
毎日喫煙している	25	6.7
毎日ではないがときどき喫煙している	6	1.6
以前は喫煙していたが、今は喫煙していない	71	19.0
喫煙していない	268	71.8
その他	0	0.0
無回答	3	0.8
計	373	

喫煙者
【 8.3%】

非喫煙者
【90.8%】



■問5 お住まいの町名を記入ください。

お住いの地区	件数	割合(%)
白河・小松橋	62	16.6
富岡・東陽	48	12.9
豊洲	98	26.3
亀戸	30	8.0
大島	48	12.9
砂町	45	12.1
南砂	40	10.7
無回答	2	0.5
計	373	

白河・小松橋—清澄、常盤、新大橋、森下、平野、三好、白河、高橋、千石、石島、千田、海辺、扇橋、猿江、住吉、毛利

富岡・東陽—佐賀、永代、福住、深川、冬木、門前仲町、富岡、牡丹、古石場、越中島、木場、東陽

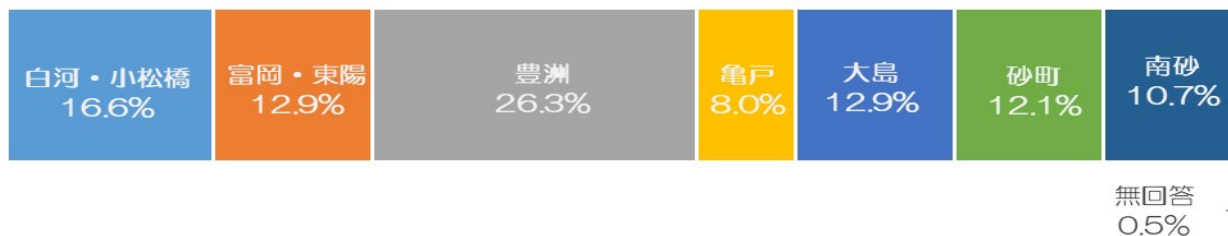
豊洲—塩浜、枝川、豊洲、東雲、有明、辰巳、潮見、青海

亀戸—亀戸

大島—大島

砂町—北砂、東砂

南砂—南砂、新砂、夢の島、新木場、茗洲



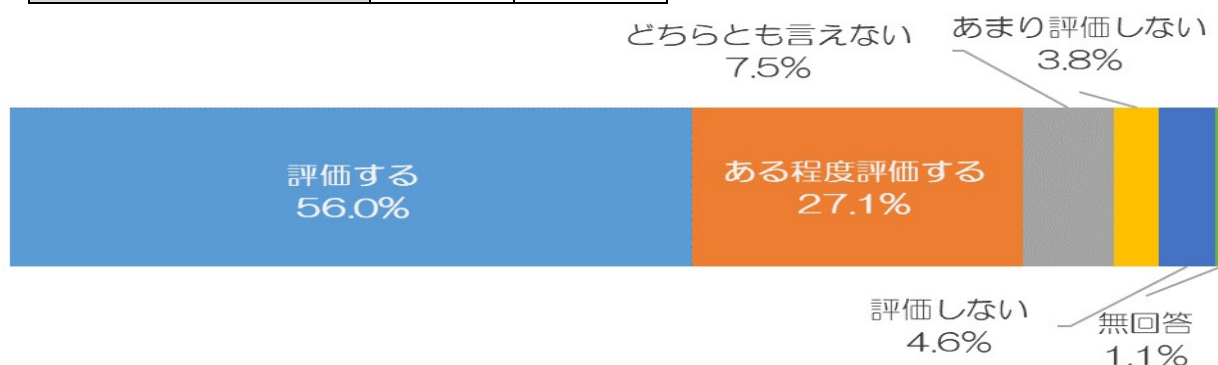
●江東区たばこに関する基本方針（案）について

■問6 「2 たばこに関する考え方 ～徹底した分煙社会の実現を目指して」について、どのように思われますか。

評価	件数	割合(%)
評価する	209	56.0
ある程度評価する	101	27.1
どちらとも言えない	28	7.5
あまり評価しない	14	3.8
評価しない	17	4.6
無回答	4	1.1
計	373	

【83.1%】

【8.4%】

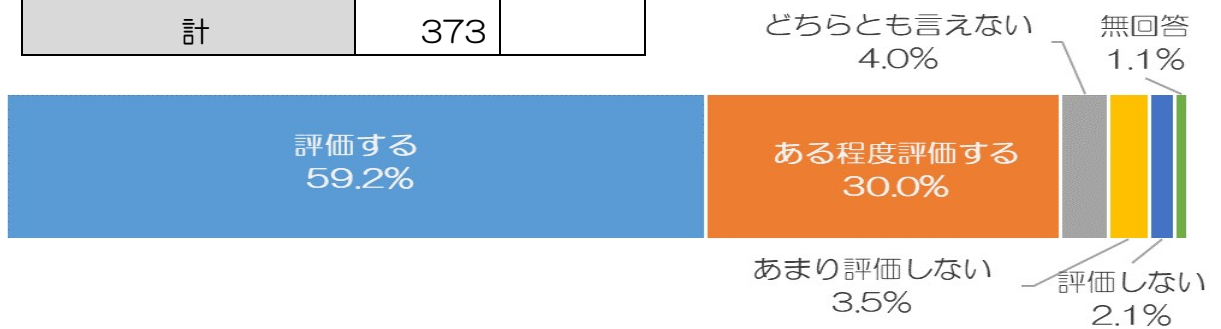


■問7 「3 基本的な対策」について、どのように思われますか。

評価	件数	割合(%)
評価する	221	59.2
ある程度評価する	112	30.0
どちらとも言えない	15	4.0
あまり評価しない	13	3.5
評価しない	8	2.1
無回答	4	1.1
計	373	

【89. 2%】

【 5. 6%】



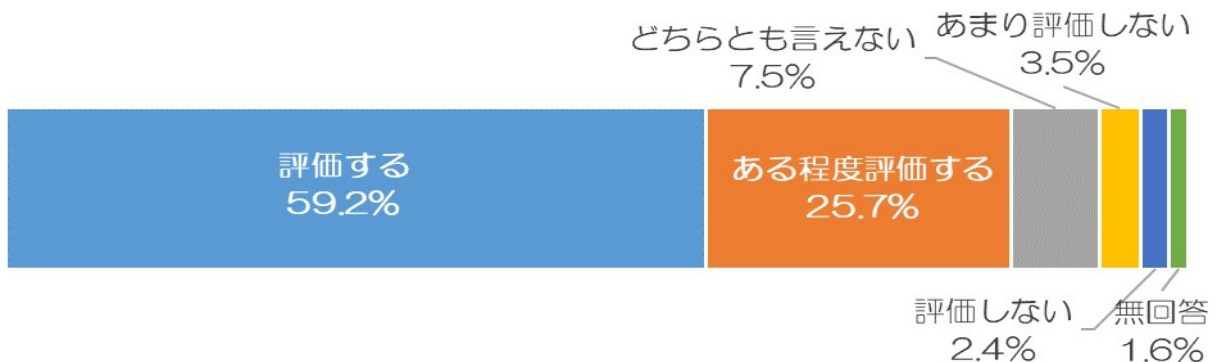
■問8 「4 具体的な取り組み」として5つのそれぞれの取り組みについて、どのように思われますか。

① 受動喫煙をなくす取り組み（健康に関する啓発・支援事業）

評価	件数	割合(%)
評価する	221	59.2
ある程度評価する	96	25.7
どちらとも言えない	28	7.5
あまり評価しない	13	3.5
評価しない	9	2.4
無回答	6	1.6
計	373	

【84. 9%】

【 5. 9%】

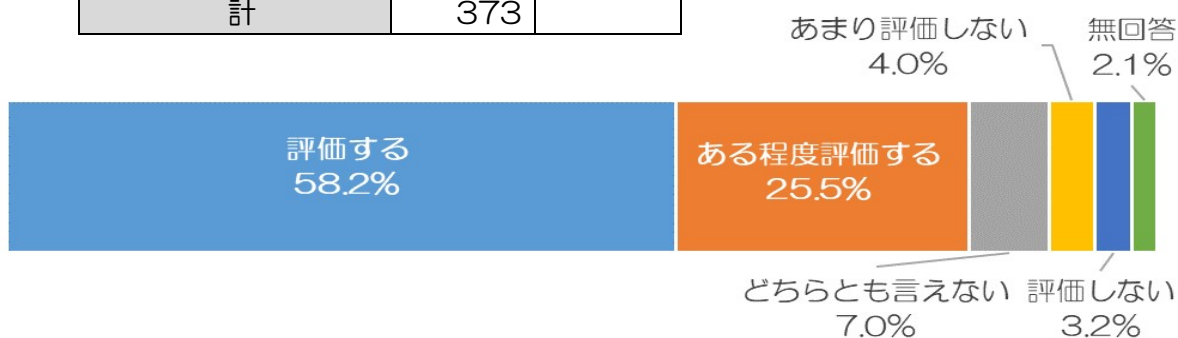


② 禁煙重点地区の拡大と喫煙場所の設置

評価	件数	割合(%)
評価する	217	58.2
ある程度評価する	95	25.5
どちらとも言えない	26	7.0
あまり評価しない	15	4.0
評価しない	12	3.2
無回答	8	2.1
計	373	

【83. 7%】

【 7. 2%】



③ 区立公園の禁煙化

評価	件数	割合(%)
評価する	277	74.3
ある程度評価する	53	14.2
どちらとも言えない	17	4.6
あまり評価しない	10	2.7
評価しない	12	3.2
無回答	4	1.1
計	373	

【88. 5%】

【 5. 9%】

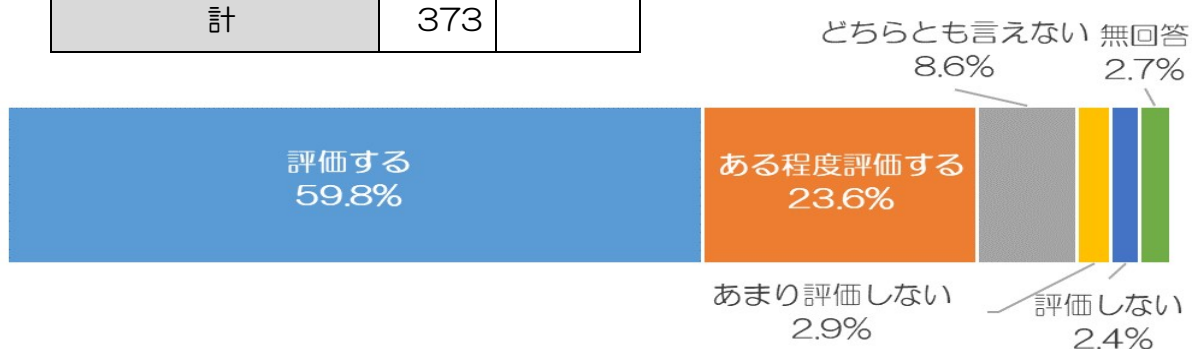


④ まちの美化に配慮した喫煙マナー向上の啓発

評価	件数	割合(%)
評価する	223	59.8
ある程度評価する	88	23.6
どちらとも言えない	32	8.6
あまり評価しない	11	2.9
評価しない	9	2.4
無回答	10	2.7
計	373	

【83. 4%】

【 5. 3%】

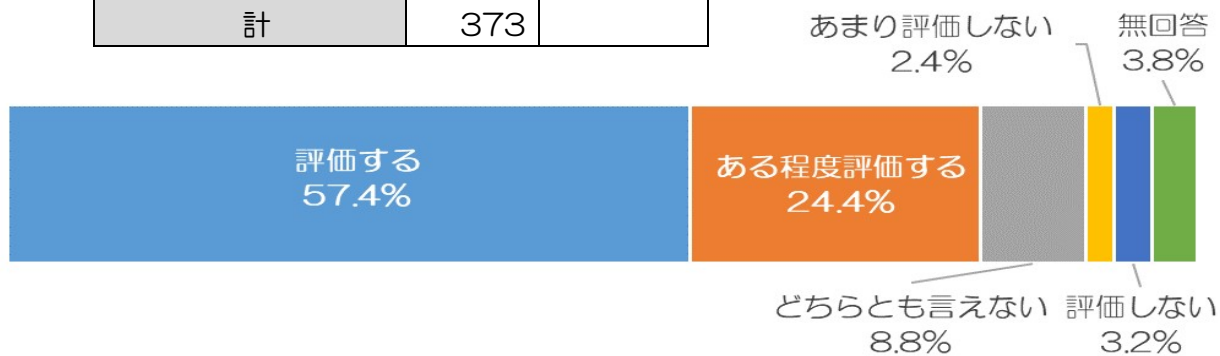


⑤ 丁寧な個別対応の取り組み

評価	件数	割合(%)
評価する	214	57.4
ある程度評価する	91	24.4
どちらとも言えない	33	8.8
あまり評価しない	9	2.4
評価しない	12	3.2
無回答	14	3.8
計	373	

【81. 8%】

【 5. 6%】

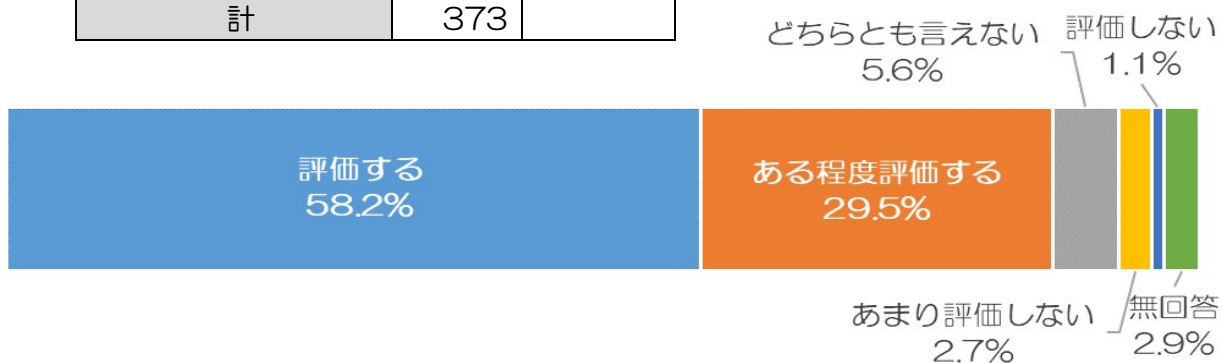


■問9 「江東区たばこに関する基本方針（案）」（全体）について、どのよう
に思われますか。

評価	件数	割合(%)
評価する	217	58.2
ある程度評価する	110	29.5
どちらとも言えない	21	5.6
あまり評価しない	10	2.7
評価しない	4	1.1
無回答	11	2.9
計	373	

【87.7%】

【3.8%】



●屋外におけるたばこ対策について

■問10 屋外における喫煙制限について、どのように思われますか。

		喫煙制限	
		賛成	反対
喫煙場所	必要	236件・63.3%	22件・5.9%
	不要	79件・21.2%	18件・4.8%

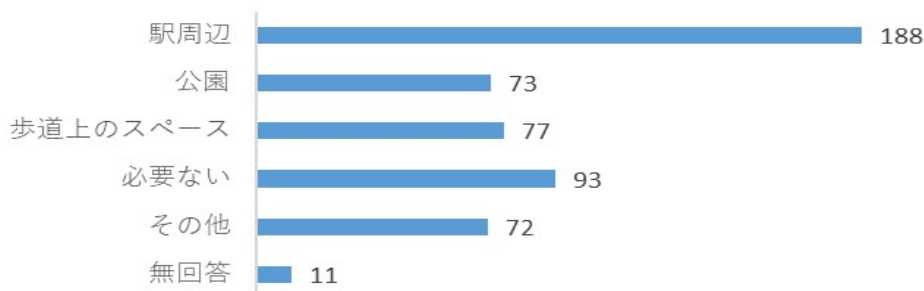
【69.2%】

【26.0%】

【84.5%】

【10.7%】

■問11 屋外に喫煙場所を設置する場合どのような場所がよいと思われま
すか。（複数選択）



■問１２ 区は、受動喫煙を生じさせること、歩きたばこ、ポイ捨てに対して過料は徴収していません。このことについて、どのように思いますか。

過料徴収	件数	割合(%)
過料は徴収したほうが良い	178	47.7
過料の徴収は必要ない	111	29.8
わからない	54	14.5
その他	22	5.9
無回答	8	2.1
計	373	



■問１３ 屋外における、たばこに関する施策として、他にどのような施策が良いと思われますか。（記入式）（以下、主な意見）

- ・ 広報（ポスター、標識、看板、ステッカー等、喫煙所の案内）の強化
- ・ 携帯灰皿の配布
- ・ たばこの害を示す広報活動（マスコミの活用など）
- ・ 監視カメラの設置
- ・ 商店街からのお願い、会社から社員への徹底、そうした商店街や企業への区の支援
- ・ こどもの教育
- ・ パトロールの強化

6 区民アンケート調査結果についての区の考え方

たばこに関する基本方針（案）の全体について、「評価する」とした方は、9割弱（87.7%）、「評価しない」とした方は、1割未満（3.8%）でした。

また、5つの基本的な対策を「評価する」方は、9割（89.2%）、「評価しない」方は1割未満（5.6%）でした。

アンケート調査結果から、江東区たばこに関する基本方針（案）は、区民の皆様から一定のご理解をいただいたものと考えます。

今後、たばこに関する基本方針に沿って区民の皆様とともに、たばこ対策を進めてまいります。

なお、個別のご意見、ご提案についても、たばこ対策に関する貴重な意見等として参考にさせていただきます。

7 たばこに関する主な区の組織

(1) 受動喫煙による健康影響について

- ・ 事業者指導、禁煙外来支援、屋内の受動喫煙対策
- ・ 受動喫煙防止対策相談窓口（飲食店、商業施設、事業所等多くの人が利用する施設における受動喫煙対策の疑問点や各施設における必要な対応についてお答えする区の相談窓口）

健康部健康推進課

(2) 禁煙重点地区、喫煙場所の設置、喫煙マナー向上の啓発

- ・ 屋外の歩きたばこ、ポイ捨て対策の取り組み、受動喫煙防止の要望等
- 環境清掃部環境保全課

(3) 公園、児童遊園及び隣接する道路での受動喫煙防止、歩きたばこ、ポイ捨て対策

土木部河川公園課・施設保全課

(4) 公共施設（建物、敷地）の受動喫煙防止、歩きたばこ、ポイ捨て対策

- ・ 文化センター、地域文化センター

（指定管理者）江東区文化コミュニティ財団

- ・ スポーツ施設

（指定管理者）江東区健康スポーツ公社

- ・ 江東区役所本庁舎

総務部総務課・経理課

- ・ その他の施設

各施設の管理者